

「平成 21 年度第 2 回高知県食の安全・安心推進審議会」

日時：平成 22 年 1 月 13 日（水）13:30～16:00 高知県保健衛生総合庁舎 5 階 東大会議室

（司会）

それでは定刻となりましたので、ただ今から、高知県食の安全・安心推進審議会を開催したいと思います。私は、本日の司会を務めさせていただきます、食品・衛生課の松岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。この審議会は、平成 18 年 2 月から開催しており、今回で通算 9 回目。平成 21 年度の審議会につきましては、2 回目の開催となります。20 名の審議会の委員さんのうち、本日は、三谷英子委員、矢野博子委員、林周助委員、三谷ふきえ委員、川村美笑子委員が所用のため欠席されておりまして、15 名のご出席を予定しております。ただ、今、久保田委員の方が所用により少し遅れておりまして、14 名の出席ということでスタートさせていただきたいというふうに思っております。今回の会議につきましては、高知県食の安全・安心推進条例第 30 条第 3 項の規定に基づき、審議会の委員数の過半数に達しておりますので、本会議は成立していただきますことをご報告いたします。なお、本日の会議につきましては、公開となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、日ごろからお世話になっております、中国四国農政局高知農政事務所消費・安全部消費生活課、菅田課長にもご出席をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

（菅田課長）

今、紹介にあずかりました、高知農政事務所消費・安全部消費生活課の菅田と言います。皆さま方には、いつもお世話になっております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

先ほど申しました、今年の 5 月から副会長をお願いしております、久保田先生の方なんですけれども、前回はご欠席ということでしたが、今回は少し所用で遅れますけれども、また、ご出席の予定でありますので、こちらの方に見えられましたら改めて、ご挨拶の方を一言いただきたいと思いますので、ご了承の方、よろしくお願いいたします。また、事務局の方の出席者名簿にありますように、県ならび高知市の食の安全・安心に関する各課が出席しております。開会に先立ちまして、健康政策部森沢副部長より、委員の皆さまに対しましてご挨拶を申し上げます。

（森沢副部長）

健康政策部副部長の森沢でございます。平成 21 年度第 2 回高知県食の安全・安心推進審議会の開会にあたりましてご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆さま方にはご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから、県の食の安全・安心に関します施策に、さまざまなかたちでご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。国におきましては、消費者が安心して安全で豊かな消費生活が営むことができる社会を実現するというで、昨年 9 月に消費者庁を設置いたしまして、近年、多発しておりました食品の偽装表示などについて、縦割り行政による対応の遅れを防止し、迅速に国民の安全を確保すると、そういった体制を整備いたしました。消費者行政の統一的、一元的な推進の実施に対しましては、県民の皆さまの期待も大きいところでございますので、本日の審議会ではこの消費者庁の機構・役割について、報告もさせていただきたいと思っております。

また、前回の審議会では、委員の皆さまから何点かのご指摘、ご意見をいただいておりますが、その中には現在、県を挙げて取り組んでおります、産業振興計画に関わる事項もございました。そうしたことから、本日は、いつもの関係各課に加えまして、産業振興計画の所管課にも参加をしてもらいまして、ご指摘、ご意見に関わります取り組みの内容や考え方について、ご説明もさせていただくことにしております。本日は、2 時間あまりの日程を予定しております。食の安全・安心に関わります諸課題について、さまざまな角度からご審議をいただければと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

(司会)

続きまして、会議に入ります前に、本日の資料の方の確認をさせていただきます。お手元の方にコピーのものとしまして、3 部あると思います。まず一つは、平成 21 年度第 2 回食の安全・安心推進審議会という縦書きの A4 のもの。あと、消費者庁の概要というもの。食品表示に関する制度についての横の A4 のもの。この 3 種類が、コピーものとしてお手元にあろうかと思えます。また、カラーのパフレットとしまして、健康づくり課さんがお返ししたものが 1 部あろうかと思えますが、よろしいでしょうか。また、今日のご発言の方なんですけれども、私どもは、議事録を作る関係がございまして、マイクでご発言の方をお願いしたいと思います。そうしましたら、マイクが届いてからご発言の方をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。これからの議事の進行につきましては、食の安全・安心推進条例第 30 条第 2 項の規定によりまして、山根会長をお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしく願いいたします。

(山根会長)

今日は、大変寒気が厳しいなかを委員の皆さま方には本会議、審議会にご出席いただきましたことを、心から厚く御礼を申し上げます。また、ご陪席いただいております関係各課の皆さま方にも、御礼を申し上げる次第であります。本審議会は、県民の命、そして健

康、暮らしに関わる大変重要な審議会でございます。前回も大変貴重なご意見をいただきまして、事務局の方で聞きっぱなしにはしてはならない、大変重要なご意見であるということで、関係各課のそれに対するレスポンスを今日は用意をしていただきまして、実りあるキャッチボールが始まったというふうな感じを受けております。特に、先進国ではいろんな行政が縦割りに流れておりまして、なかなか相互の連関が取れないと。そこで、ポリシーコミュニティとか、ポリシーネットワークというふうな言葉を使いまして、何とか縦割りの政策を関連させながら国民のための命につながるような政策、経済につながる政策を創出しようというふうに、最近、取り組んでおりまして、まさに事務局としては、その流れのなかで、今日の組み立てをしていただいているように感じております。どうぞ、いろいろ貴重なご意見を協議いただきますよう、お願いを申し上げます。

早速、議事録署名人の指名をさせていただきたいと思いますが、どなたかご意見がございませんでしょうか。もし、よろしければこちらの方で、上岡委員さんと森下委員さんにお問い合わせきたらと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。よろしく願い申し上げます。時間がちょっとずれておりますので、早速ですが、前回の審議会でご委員の皆さまからいろいろ課題、提言をいただいております。それを事務当局の方で、関係課、今日、ご陪席いただいておりますが、それぞれの課でお話しをしながら、ご論議をいただいて、それぞれ大体5分から10分程度で資料に沿って、お話しをいただくということにしたいと思っております。では、よろしくお願ひします。最初は、地産地消・外商課さんからお願いします。

(地産地消・外商課)

地産地消・外商課、東谷と申します。前回の審議会でお出された課題という部分の1)と2)について、回答させていただきます。着席して報告させていただきます。まず、1)の高知の食のブランド化をいかに進めるかという課題についてなんですけれど、皆さまご存知のように、本県には、全国に誇る食の地域資源がたくさんあります。こうした魅力ある資源にまつわる歴史や、または生産地の物語などと組み合わせ、県外の消費者に売り込んでいくことは、地域資源の魅力が消費者により強く伝わり印象づけることとなりますので、結果的にその商品の付加価値が高まり、ひいては高知のブランドを高めていくことにつながるものと考えています。このため、本年度、積極的に実施しています商談会の開催、また、見本市などへの出店、高知フェアなど、販売拡大の取り組みの際に、その商品の背景にある高知の食文化。また、そのストーリーなどを紹介しながら、売り込んでいく工夫をしてみたいと考えています。

また、その地域資源の魅力を伝える工夫としまして、例えば、消費者の目線に立った、アピールポイントを意識した商品づくりも有効かと考えられます。今年度は、商品づくりの段階からアドバイザーを派遣したり、また、パッケージとかデザインについて、産業絡みの施策について、助成をするなど、そういう取り組みも行っております。このような取

り組みを県だけではなく、今年度、一般財団法人に地産外商公社というのが設立されておりますので、公社というのは県内、県外を含めてなんですけれど、そうした商品を売り込んでいくためにできた組織になりますので、公社と県が連携して、タイムリーにこういった取り組みを行うことによって、本県のさまざまな商品に高知の持つ良好なイメージを付け加えて、高知のブランドというものを高めていく、高まっていくというふうになっていければいいのかなというふうに考えています。

次に、地産地消の部分についてなんですけれど、地産地消は、単に地域で生産された食材をその地域で消費するというようなことだけではなくて、その取り組みを通じて生産者と消費者が、物、または人でつながることや生産と消費の距離を近づけ、両者の顔が見える関係をつくること。そうしたことで、安心・安全が伝わり、地域づくりにもつながっていくというふうに考えます。このような取り組みにつきましては、直販所、また、量販店、飲食店、レストラン、食育の分野にも広がってきていると考えております。それぞれの組織が、独自の取り組みを行っていただいていると思います。例えば、量販店なんかでは売り場の中にインショップというようなかたちで、その地域の食材を考えていただくコーナーとかを積極的に作っていただいておりますし、また、飲食店なんかの産地などと積極的に交流していただく飲食店なども出てきております。市場へ、また量販店、直販所などを通じて、県産の食材というのは県内に流通していると我々は考えております。県外でも、高知県の食材をより積極的に活用していただける。また、例えば、そうした売り場で、まず、県の県産の食材を手にとっていただけるような、そういうふうな行動につながっていければいいのかなというふうに考えております。このように、地産地消の取り組みというものを、もっともっと徹底して地域の足元を固めた上で、今、県が行っています地産外商。そういうことの推進につながっていくことが必要だと考えています。以上です。

(山根会長)

どうもありがとうございました。ひと通りお話をいただきましてから、委員の皆さまからご質問なり、また、新たな提言をいただきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。続きまして、お手元の資料で3番ですね。計画推進課の方からお願いをいたします。

(計画推進課)

計画推進課計画第二担当チーフの平井と申します。本日、課長補佐のサワダ補佐が急用で参れなくなりましたので、代理で参りました。よろしくお願いをいたします。それでは、計画推進課からは、3番と4番の方のいただきましたご意見に対する回答の方をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、3番目の高知県民が幸せに、人間尊厳につながるようなプロジェクトにするには、ということをご意見を頂戴しておりました。特に、高知県民が幸せにという所に重視した

かたちでの回答をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。高知県の目指す姿でございます。知事の言葉を借りますと、若者が地域、地域に住み続けられる高知県づくり。安心して子どもを育ていける高知県づくり。そして、高齢者の方々もそうした若者を安心して見守っていただける高知県づくり。こういったところが、知事の言われます高知県づくりでございます。ご承知のとおり、教育、それから福祉といったさまざまな課題がありますけれども、まずは、地域で暮らしていけるということで、基礎の基礎ということで、この産業振興ということをやりたいまして、計画に取り組んでおるところでございます。産業振興計画は、前回の第 1 回の方でも事務局の方からご説明がございましたとおりでございますが、本県の強みを余すところなく生かしきり、活力ある県外市場へ売り出していくということの一つの柱と考えてやっております。本県の強みは、おいしい食であり、豊かな自然や歴史であり、人でございます。その強みを生かしていくために、高知県下、全部で 7 ブロックに分けておりますが、全部で 221 の地域アクションプランにおいて、食の安心、安全はもとより自然環境や人を基本にした取り組みを進めております。

地域の強みを生かして、それぞれの地域特性に応じた産業がしっかりと根づいていくということが重要であると考えております。特に、地域アクションプランに限らせて言わせていただきますと、アクションプランの一つ一つ、各 221 でございますが、これが一つずつ少しずつ大きくなっていきます。そして、しっかりとしたビジネスに育っていきまして、その次には、産業成長戦略という横串の高知県全体となっている産業の政策がございますので、そういったものに従って、産業集積にもつながり、地域の基幹産業ということで、大きなものになっていっていただきたいということで取り組んでおります。端的に申しますと、地域の皆さま方が地域と共に暮らしていけるということを前提にした計画であるということで、ご理解を頂戴できることになっております。

次に 4 番目、四つ目でございます。20 年後には、確実に高齢化社会が到来するが、高知県産業振興計画の中で、それをどのように考えるかというご意見を頂戴しておりました。このことにつきましては、産業振興計画の策定の過程にもありましたとおり、もともと計画といたしましては、10 年後を見通して当面、平成 23 年度末を目標に、どういった産業振興を図っていくかを具体的なプランとともに示しているのかというものが、この計画でございます。少し課題の所をご説明させていただきますと、少子化、高齢化につきましては、本県は人口の自然減少は、15 年ほど全国より先立ちまして、また、高齢化につきましても、10 年は先行しているという状況でございます。こうした状況を踏まえましても、本県が持っている産業の構造的な問題というのは、そうした縮小傾向にある本県経済が、県外市場頼りであったというところが、一つの課題じゃないかということで、県外市場へ打って出るというのを柱にしておるところでございます。

全体的には、先ほども申しました、外商の戦略、外へ打って出るというのは柱でございますが、特に、福祉等の分野を考えた時には雇用対策の面では、社会保障分野であります

福祉部門というものは、やはり、医療と共に労働集約型で、大きな雇用創出効果が見込めますので、計画の中でも急がれる雇用対策の一つということ的位置付けまして、こちらの福祉の方にも取り組んでおるといってございませぬ。それともう一つ、商工業の分野でございませぬが、成長が期待される分野の事業化というところで、新しい分野に挑戦をするというところで、高知県成長分野育成支援研究会というのを設けまして、関連する企業様にお集まりいただき、そこでアイデアを出していただいて、アイデア等をかなり企業さん同士でマッチングをしていただくと。それで、うまくマッチングができた事業については、補助金等も活用しながら事業化に取り組んでいただくということに取り組んでおります。こういったかたちで、健康福祉等のテーマについても、事業化に取り組んでおるといってございませぬ。

計画の方でございませぬが、こちらの計画の特徴としまして、毎年度の改定をしているということの特徴を挙げております。やはり、激しく変わる予算、経済情勢でございませぬので、一度作って終わりということではございませぬので、毎年度、皆さまの県民予算も、それから、委員になっていただいた皆さま方からのご意見を頂戴しながら、改定をしていくと、そういうふうなことで一度、作ったら変えないというものではございませぬので、その都度、その都度、必要な事項を加えながら改定をしていくということに取り組んでおります。簡単に、以上でございませぬ。

(山根会長)

どうもありがとうございました。では、続きまして、5ページにまいります。食育関連の問題につきまして、健康づくり課、スポーツ健康教育課の方からお願いをしたいと思っております。

(健康づくり課)

健康づくり課の須賀と申します。健康づくり課の方からの答えです。先立っての審議会では、あんぱん一つを食べても、食事を取ったというような表面的な評価というのを取るのはいかがなものなのか。食事については、やはり、その内容が栄養的に整ってはいはじめて食事を取ったといえるのではないかと。そういった質的な評価を行う必要があるのではないかと、ご提言だったと思っております。私ども健康づくり課では、まずは食事を抜かない。朝食を抜かないというレベルをワンステップアップさせて、その内容を、次に望ましいものにしていくというふうに、段階を踏んだ取り組みというのが必要だと考えております。健康づくり課の方では、朝食の大切さ。また、簡単に作れる朝食のメニュー、バランスの取れた食事の重要性。こういったことを保育所の子どもさん、小学校、中学校の児童生徒。また、その保護者に向けて、食育講座というのを本審議会の委員にもなっておりますけれども、高知県食生活改善推進協議会の方に事業委託ということで、お願いをしております。そのなかで、先ほど申し上げましたような、質的な改善を促す活動が行われてお

りますので、これが数年の内に徐々に結果として、質の向上というかたちで現れてくるものではないかと考えています。

また、そういった評価につきましては、平成 23 年度に計画をしております、高知県民への健康栄養調査。これによって、確認をしていきたいというふうに計画をもっております。そして、その調査の評価の中で、今回、ご提言いただきましたような、単に、食べたか食べないかということではなくて、その内容が主食、主菜、副菜が揃っているのかとか、あるいはご飯だけだったとかいうような、分かりやすい設問を設けて、きちんとした内容で食事は取れたかどうかというような、質問による調査というものも併せて行うように検討してまいりたいと考えております。以上です。

(スポーツ健康教育課)

続けて、スポーツ健康教育課です。前回のご質問の中で、学校給食の中で、朝食の摂取状況のことが出ておりました。その件で、朝食を食べた人がどのくらいいて、食べなかった人がどのくらいいてということだけではなくて、質的な評価も必要ではないかというご質問だったと思います。それで、当課が薦めております、食育、学校給食の推進に関わる取り組みの目標は、高知県食育推進計画やスポーツ健康教育課事業計画。それから、この 9 月にも策定されました、高知県教育振興計画等に影響されております。この指標以外にも、子どもたちや保護者、地域の方々の変容、それから地域での食育の推進体制の整備、事業推進状況等の環境が整ってきたかどうかというようなことも評価をしていく必要があるのではないかと考えています。児童、生徒の行動変容を見ていく指標としましては、朝食摂取に関係したもので、朝食を食べている児童、生徒の割合。先ほど申しました、何人食べて何人食べなかったとかということだけではなくて、野菜の摂取状況。それから起床時刻や就寝時刻。排便の習慣等、生活習慣に関わるデータがあります。また、体調や自尊心についての調査結果も出ている状況です。

学校現場、それから給食センターにおきましては、子どもたちの朝ごはんの内容や食品数の変化。朝食づくりに参加している児童、生徒数。それから、子どもたちの朝の保健室の来室者の状況。それから、地域の保護者の方々が食育講演会への参加をどのくらいしているかといった人数。それから、いろいろな子どもたち、地域の方々の声が学校給食センターの方にも届いておりますので、そういった声によります質的な評価も行われていると聞いております。当課の方では、県が行う調査結果を中心に、取り組みの目標の評価を行うと共に、各学校や給食センターが取り組んでいるいろんな取り組みがありますが、そういった取り組みの評価を日常的に情報収集もして、評価の参考にもしていきたいというふうに考えています。今後、食育、学校給食の推進についての目標の達成の評価方法については、ご指摘のような量的な変化を見ていくということだけではなくて、質的な評価も併せて実施をしていきたいというふうに考えております。以上です。

(山根会長)

どうもありがとうございました。「もったいないプラン」の方についても。

(スポーツ健康教育課)

続けて、スポーツ健康教育課です。前回のご質問は、学校給食の中で、規格外の野菜等の活用も考えていくことはできないかというご指摘があったと思います。各学校給食の施設では、学校給食に地元や県内の食材の活用が進むように、地元の生産者、納入業者の方々、関係団体等と連携を取りながら、さまざまな取り組みを進めているところです。各学校の給食施設は、学校給食に規格外の野菜を取り入れることを考える場合、さまざまなことを考える必要があります。いくつか申しますが、まず一つは、実際、給食を作る調理師さんがおりますので、調理師さんとも共通理解、連携が必要だと思えます。調理師さんの方に、地場産物の活用の意義だとかいったことのご理解をいただくということ。それから、実際、給食はお昼ですので、お昼の給食の時間に間に合う作業時間のこと。それから、作業量等もありますので、そういった検討も必要だと考えます。それから、やはり、地場産物を取り入れた献立の研究も必要ではないかと思えます。どういった食材を献立に取り入れると、どのようにおいしく仕上がっていくかという、そういう献立の研究も必要だと思えます。それから、地場産物活用の年間計画と、献立を立てていく時の年間計画。それぞれの年間計画の相互関連をしていくと、その辺りがスムーズに進むのではないかと考えられます。

それから、学校給食は、どうしても食数が大きい所では2,000食とか、少ない所では100食に満たない所もありますけれども、一般的には大量の食事をお昼までに作っていかねばならない状況がありますが、それに伴う施設、それから、調理器具等もありますので、それとの関連性も当然、考えていく必要があります。そして、何よりも安全・安心ということで、学校給食の衛生管理基準がありますので、それに見合う内容で作っていくことが重要であると思えます。

それから、学校の方では、地場産物を活用していくために、やはり、子どもたちへの教育的意義が必要ですので、そういった辺りの共通理解も必要ではないかというふうに思います。最後に、やはり、地場産物を活用していくための供給体制づくりということも、非常に重要なポイントではないかと思えます。そういったことをクリアしていくなかで、規格外の野菜を取り入れるということも検討課題には当然、なっていくのではないかというふうに考えています。当課では、産業振興食育推進事業を今年度、行っていますが、地域のネットワーク会議というものをその中で実施しています。その会議の中で、地域の地産地消の推進の支援を行っています。会議の中では、学校給食関係者と地域の生産者や流通関係者、関係団体等、双方の考えや意見を出し合いながら、地元の食材の活用体制整備について協議を行っていただいております。今まで申しましたように、学校給食状況は、各学校、施設等さまざまな状況がありますが、規格外の野菜の活用についてということでは、

一つの地元の食材の活用の方法として、また、当課の方からも情報提供をしていきたいと考えています。以上です。

(山根会長)

どうもありがとうございました。土佐の未来を背負う子どもたちの食、あたたかい食のご質問をいただきました。続きまして、同じく 5 ページの下の段の「事業者と消費者の利益につながる表示」につきまして、関係の三つの課からお話をいただきます。

(県民生活・男女共同参画課)

県民生活・男女共同参画課の大原と申します。事業者と消費者の利益につながる表示についてということですが、共通の関係がいくつかの課がございますので、まず、私の方からご説明をさせていただきます。当課では、景品表示法というのを所管しております。消費者は、より質の高いもの、また、価格の安いものを求めると。事業者の方は、消費者の期待に答えるために商品やサービスの質を向上させ、より安く販売するように努力をするということだろうと思います。ところが、不当な表示や過大な景品類の提供が行われますと、消費者の選択に悪影響を与えますし、消費者の利益が損なわれるということになります。また、真面目によい品物を作っている事業者の商品が売れなくなったりする恐れもあるということがございます。そのため、事業者間の公正な競争確保をして、消費者が適正に商品やサービスを選択できる環境を守るために、不当な表示や過大な景品類の提供を規制する法律として、景品表示法というのがございます。この法律は、どちらかといえば、消費者の利益を保護するというところに重きを置いておりますが、この法律を学ぶことが結果的には、優良な事業者の発展にもつながるという視点で、当課としては、事業者の指導にも努めております。また、消費者自身が、自律的かつ合理的に行動できるように、引き続き、計画にも努めてまいりたいというふうに考えております。簡単でございますが、以上でございます。

(山根会長)

どうもありがとうございました。

(食品・衛生課)

引き続きまして、食品・衛生課の方から、ご報告させていただきます。当課としましては、テーマの方にあります、利益というあたりを権利というふうに変えて協議をいたしました。そのことについて、ご報告させていただきます。食品衛生法では、その第 1 条において食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制、その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の被害の発生を防止し、もって国民の健康の予防を図ることを目的とするとありますように、食品衛生法に基づく表示が適正であることは、健

康被害の防止という観点から事業者の義務であると言えます。また、健康増進法に規定されている栄養表示規準については、もともと事業者がほかとの差別化を目的に行っていた任意表示に対して、一定の規制を講じたものです。栄養表示基準に従わない表示は、たとえば、その熱量、栄養素の数値自体に誤りがなくても、場合によっては、事業者にとって、都合のよい情報だけを消費者に提供することになりますので、基準に沿った表示が必要ということになります。

さらに、健康増進法には、誇大広告の禁止として著しく事実と相違する表示をし、または、著しく人を誤認させるような表示をしてはならないという規定があります。趣旨としては、栄養表示基準と同様、任意表示に対する規制ということになりますが、ガイドライン等に従い、消費者に誤認を与えるような、不適切な表示は好ましくありません。表示が不適切に行われた場合は、消費者の権利が犯されたというだけではなくて、事業者にとっては回収や行政処分、あるいは社会的信用の失墜、さらには、民事上の責任を生じる場合さえあります。適正に表示を行うことは、事業者にとって積極的な意味合いではないにしても、自分の身を守るということになります。当課としましては、今後とも事業者に対して適切な表示について、指導、啓発を勧めていくとともに、同時に、消費者に対しても、正しい理解を促すよう機会をとらえて啓発していきたいと考えています。以上です。

(山根会長)

どうもありがとうございました。続きまして、流通支援課の方からお話をお願いします。

(流通支援課)

流通支援課の課長補佐の近澤でございます。よろしくお話をいたします。JAS法につきましては、畜産振興課、合併・流通支援課、そして、私ども流通支援課の3課で品目ごとに持っておりますけれども、その3課を代表しまして、当課で回答をさせていただきます。JAS法に基づく適正な品質表示は、消費者にとって身近で、直接個々の商品の情報を確認でき、食品の購入時に消費者と事業者をつなぐ重要な手段となっております。現在の表示基準には、原産地、アレルギー物質をはじめとする原材料名や期限表示、保存方法などの広告が義務付けられておりますが、これらは消費者にとって、その食品の品質を判断し選択する上で、必要不可欠な情報を示すものでございます。これらの表示が義務付けられている項目とは別に、その商品に関する説明書を任意で容器や包装等へ表示することもできますが、基準を重視して、その内容を説明できる根拠に基づいて正しく表示することが必要となっております。

不適正な表示が行われた場合、他の法律と同様、消費者の利益を守らないだけではなく、事業者側の責任、損害につながることもなるため、法令を遵守することは事業者の責務です。行政としても普及啓発と併せ、監視活動を継続していくことが必要だと考えております。また、消費者から関心の高い加工品の原料、原産地表示に関しましては、現在、

一部の品目について表示が義務付けられています。原料、原産地表示に関しては、食品の履歴を知る手がかりとなることから、消費者の食品に対する安心感を得ることができるという意見も多く出されています。一方、製造業者等におきましては、海外では原産地情報の伝達の義務付けがないことなどもあり、原料、原産地を全て表示することは困難な場合もあるなど、事業者側の対応が実現できない内容まで法的に義務付けることは望ましくないという考え方もございます。現在、事業者側は、消費者からの要望に答えるべく、容器、包装への表示やホームページなどを通じて、義務表示以外の原料、原産地などの表示についても、自主的に情報開示に取り組んでいる所もあります。これらの任意の取り組みのなかで、どこまで食品に義務付けを行っていくか。また、分かりやすい表示としていくか。現在、国において原料、原産地の表示及び、情報開示のあり方に関しまして、消費者からの要望、事業者側の負担、実行の可能性を検証しながら、具体的な基準の検討が行われようとしております。

なお、食品の義務表示と事業者側が、その商品に付加価値を付けるために、ブランドとして任意で表示することは、別の考え方に基づくものでありまして、ブランドなど特色のある表示として、他と差別化して販売する際の法律、基準に基づいた範囲内で取り組みを進めていくこととなります。以上で、説明を終わらせていただきます。

(山根会長)

どうもありがとうございました。ただ今、5ページのご討議をいただいて、一応、終了したところでございます。これから、各委員の皆さま方から、ただ今の報告につきまして、ご質問なり、あるいは新たなご提言なりがありましたら、出していただきたいと思っておりますが、ちょうど、久保田先生がお見えになりましたので、ご挨拶の方をどうぞ。

(久保田委員)

遅れまして、申しわけありません。高知大学の久保田と申します。1回目の会議に出席できなくて、大変ご迷惑をおかけしましたけども、今後ともよろしく申し上げます。

(山根会長)

どうもありがとうございました。では、委員の皆さま方、いかがでしょう。今の各課のそれぞれ課題をご論議いただいてキャッチボールといいますか、政策ネットワーク、●そういう感じの切り方の評価しているご報告もありますけれども、ご質問なり、ご提言などありましたら、ご遠慮なく。濱中委員さんは、長い間、委員としてご出席いただきましたが、今回で、交替ということですが、何か、ご意見なり、どうぞご遠慮なく。

(濱中委員)

この会に随分、出席させていただきまして、私自身の家も飲食業を営んでおりまして、

なお、3年ぐらい前から、息子の方が、地元のソルトビーという天日塩を使いました、お塩の開発に取り組みまして、いろいろと試行錯誤をしながら、やっと去年、販売にこぎつけたようなことで、この会を通じて、いろんな表示とか、また、食の安全性とか、いろんなことを考えまして、保健所へ現品を持ち込みまして商品の検査もいたしまして、いろんな面で自分で絶対にお客様に迷惑をかけないような商品づくりといたしますか、そういうものを手がけたことで、随分、助かりました。それから、鯉のタタキ体験を立ち上げましたのは、ちょうど私が60歳の時で、10年、やっとここまで来ました。それも皆さまのいろんな意見のおかげで食中毒も1回も出んずく、お腹の痛むこともないずく、生のものを扱って、事故なくこうして来れたのも、自分たちが日ごろ、やはり衛生に気をつけ、お客様のことを第一に考えて、そしてやってきて、中では、あまり私がうるさく言うので、ちょっと嫌われた時代もありましたけど、今は、食に対する大切さということをみんなが分かってくれまして、皆さまが私が言ったら協力してくれて、衛生面も本当にちゃんとしてくれて、今後、私も今年でタタキの方も引こうと思っておりますので、皆さまがそこまで覚えてくれたということは、とても感謝してますし、よかったなと思っております。なお、まだまだ自分の事業に対しては、これからもやっていかなければならないので、いろんな面で勉強しながら、まだまだ頑張ろうかなと。71歳になりましたけれども、まだ上等ではないと自分では思っております。また、よろしく願いいたします。

(山根会長)

どうもありがとうございました。委員の皆さま、ほかにご質問なり、ご意見なりどうぞ。井上委員さん。

(井上委員)

井上と申しますけども、先ほど、説明の中の流通支援課の報告があった中の表示について、ちょっとお話をお聞きしたいという点も含めてですけども、確認させていただきたいのですが、先ほど、加工品についての原料、あるいは原産地の表示というようなお話がありましたけども、特に、今回、私どもがお聞きしたいのは、畜産関係ですけども、高知県においても赤牛とか、あるいは栽培漁業が多い県でして、飼料そのものが、国外の輸入の食料品を使って栽培、あるいは飼育して、それを消費者に出しているという実態もありますけども、その場合、例えばですけども、須崎市にある水産試験場なんかも、稚魚から外国品の飼料を使って生産をしていき、また、それを国内の栽培業者さんの方が提供したものを商品として販売すると。それについての表示というものは、最終的には国内産であるとか、あるいは国産品という表示を入れております。

だから、それが100%の飼料を見たら、どうしても果たして本当に国内産かなというのを、一つとしては疑問に思ったりする点が1点あるということ。あともう1点ですけども、やはり、畜産関係が特になんですけども、表示化という観点においては主に、国内産と

国産という表示が二通りあったように思います。先日も、3日ほど高知県の量販店の大手の商品の陳列を見て回った経過がありますけれども、その場合においても、そういった表示がほとんどされておりました。やはりもう少し、少なくとも国産であれば県名を入れるとかといったところの指導とか、あるいは標準化してもらえれば、消費者としては嬉しいなというふうに思います。以上です。

(山根会長)

どうもありがとうございました。流通課の方でいかがでしょう。一つは、グローバル社会に突入してるわけですけど、世界各国の主な人間の食品の中で飼料として輸入品がどんどん使われるということで、そういう問題についての対応はどういうふうに考えておられるかという点と、それから、表示が国内産あるいは国産というふうな表示で、少なくとも何県産のというふうな、まず、日本で高知県が、やはり地産地消の若頭ですので、そこら辺の表示をもっと消費者に近いかたちで打ち出していく。そういうふうな政策は、いかなものかという点です。

(合併・流通支援課)

水産振興部の近藤と申します。ちょっと順序が逆になりますけれども、水産の方のご質問があったと思いますので。稚魚を外国産のものを使ってる場合ということが一点あったと思います。JAS法におきましては、特に、養殖のウナギでありますとか、養殖をしていくような場合についての定めとしては、養殖期間が最も長い時期の産地が産地になるという定めになっておりまして、例えば、ウナギの場合ですと、台湾の中で一定期間成長して、その後、日本に輸入をされて、また、そこで一定、池の中で成長するというケースがあるわけですが、台湾の方が長ければ台湾産。日本の方が長ければ日本国産というような定めになってございます。これが、養殖の全般に通用すると言いますか、JAS法で決められておる基本的なルールでございまして。ただ、そこが非常に微妙な、例えば、10カ月と11カ月だったり、それから里帰りウナギと言いまして、日本で捕れたシラス類を台湾に一度送って、また、それが戻ってくるというようなケースもございまして、事件になったようなケースもございまして。ただ、JAS法の定めとしては、養殖期間が一番長い所が産地になるという定めでございまして。

それから、国産表示ということについて、もう少し具体の県名であるとか、そういった所を書くような指導はできないかというご質問があったと思いますが、特に、水産の加工品。特に、練り製品なんかの場合ですと、複数の原材料を使うことがございまして、主に、高知県産の原料を使われているとしても、必ずしも、いつも県産の原材料が揃わないということもございまして、他県産を使われるケースもございまして。そういったものが常時、一定割合で同じ産地のものを使うということができない場合に、やはり、事業者さんとしては、国産であることは間違いがございませぬので、そういった表示を選択されるケース

もごさいますので、必ずしも県名を書きなさいというふうに指導するのは難しいケースもあろうかと思ひます。水産からは、以上です。

(山根会長)

ありがとうございます。畜産の方は、いかがですか。

(畜産振興課)

畜産振興課です。畜産の方も、水産の方と事情は全く同じようなことですが、まず、原産地表示ですけれども、畜産においてもやはり、例えば、飼料期間が一番長かった所という原則ですので、そこを表示すればいいということになっておりまして、事情は全く同じです。あとは、国産ではなくて、例えば、高知県産ですとか、もうちょっと細かく産地表示ができないかというところですが、実際、売り場で、例えば、県内産だけの肉だけが入っている場合には、高知県産とか、あるいは徳島県産であるとか、表示してある場合もごさいます。ただ、肉の場合には、例えば、細切れですとか、何種類か入っているような場合もありますので、そういった場合にはやはり、国産あるいは国内産というような表示しかできないという事情もごさいます。

(山根会長)

どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかに、ご意見なり、ご質問ごさいませんか。どうぞ。

(中澤委員)

前回に、やはり、この食育の2番の点で、一言あつたんですが、何と言ひましようか、なかなか難しいなという、今のご説明を聞きまして、なかなか年間の計画がきちんとできていまして、それをどうしても動かすことができないようなお話に聞こえたんですが、やはり、地球温暖化の関係もあり、生産者が作って初めて、これがたくさんできたとかいう場合がありますよね。それをやはり、一定の年間の計画の中にそれを入れられるような柔らかいと言ひますか、私たち一般から言つたら、それと置き換えることができるというふうなところが全部とは言ひませんけれども、物によっては、果物であったり、お野菜であったりということですので、それは余ったものを精算したら、いただいて、規格外の物でもいいから、やはり調理師さんがそこでしていただけるような仕組みと言ひますか、それを作らないと…私の里の方の子どもが栄養士をやっておりまして、「学校給食でそれはできないよ」と言われたんです。「それは、どうして」と言つたら、「年間の企画がきちんとできているから、それを突然、このお野菜がたくさん取れたから使つてねと言って、生産者が持ってきて下さつても、それは使えないのよ」と言つたんです。それで、すごく疑問になりまして、やはり、その仕組みと言ひますか、融通がきく。私たちの言葉で言え

れば、そういう柔らかい所が給食の件でもあれば、やはり、旬に取れるおいしいものは子どももおいしいと思うので、調理師さんの努力によって、一層おいしく食べられるということもあると思うんですよ。その仕組みを少し変えるというのは難しいかも分かりませんが、柔らかくして、お魚でも何でも、とれた時にそれを使うと、そうすれば、安くもあり給食のためにもなると思います。

そういう柔らかい所の少し仕組みはできないのかなと、私は、今日の説明を聞かせていただいていたんですけれども、なかなか説明をお聞きしていると、難しいかなという気持ちが私たちも生まれたんですけれども、これからはやはり、今までと同じような仕組みで学校給食というのは、やっていかれなくてはならないというあれがあるのでしょうか。

(山根会長)

ありがとうございます。大変貴重なご指摘で、問題の指摘で検討課題という指摘だけでは…子どもたちの健康に地産地消、あるいは、先ほど、「もったいないプラン」というのも、●できないというような、何かソフトなシステムというものを試みでもある小学校、あるいは中学校のあたりで、まず突破口として、そういう試みもしていくことも大事なんじゃないかなと。むしろそれが大事なんじゃないかというご指摘ですが、いかがでしょう。

(スポーツ健康教育課)

貴重なご意見をありがとうございました。先ほど、ご説明をさせていただきましたけれども、十分にお伝えをすることができなかつた面もあるかなというふうに、ご意見をお聞きしながら思いました。私どもの方が進めています。例えば、産業振興食育推進事業のネットワーク会議というものを進めておりますけれども、それは例えば、給食センターとか、そのエリアで地元の方はこういうものを使ってもらいたい。学校給食でこんなものは使えんろうかと。それから、給食センターの方は、地元のこんなものを使ってみたいのになとかという、そういう双方の思いがあって、そのところを一つのテーブルの中で、両方の意見を交換する機会というか、そういう会がある地域もあるんですけれども、ない所も結構あったりして、そういったことを話し合っていた場としていただくための、ネットワーク会議ということは今、うちの方では進めています。

その中でも計画というのは、例えば、地元の方がこういうものを使ってもらいたいというところがありながらも、学校給食の方も、一応、年間予算もありますので、先ほども申しましたように、給食を作っていくためのいろんなクリアしなければならないところもあるので、そういうところも含めてのあらかたの計画は、両方が作ったものをお互いに突き合わせて、それで作っていくと。その計画を作る段階の中で、曲がったキュウリは使えんろうとか、ほうれん草のはっぱの長いのか、短いのか、そういったものも一緒になっちゃうのも使えんろうかということも、一緒に話し合っていた計画の中に入れていただいて、それが、はっきり言ってできる所もあると思います。柔軟に対応できる

所もあると思うし、やはりなかなか、どうしてもほうれん草も揃ったものでないととか、おネギも揃ったものでないと、おネギ自体も洗うのに非常に時間もかかりますので、ちょっとうちの施設では無理とかということもあろうかと思えます。そうした無理な時には、そしたらメニュー的には何か工夫して、この食材は違うものにして、こっちを優先できないかとか、いろいろあると思うので、そこはやはり、それぞれの計画を練っていくなかで、給食も作りながら、お互いがより地元のものを具体的に使っていけるように、していただければいいなというふうに、当課では思っていますので、具体的には規格品をどうしても使わなければならないというところでない所もあります。情報としては。なので、そういうのがうまくいっている所はうまくいっている所で、また、こちらの方もこういう所は、こういうやり方でうまくいっているというふうな、情報も提供しながら、計画が計画倒れというか、固いものではなくて、やはり、現実的に子どもたちの食育を進めていくためのきちんとした教材という意味もありますので、そこが進んでいけるように、柔軟な情報も、こちらもまた提供もしていきたいなというふうに考えています。どうもご意見ありがとうございました。

(山根会長)

ありがとうございました。よろしいですか。

(中澤委員)

はい。

(山根会長)

大変重要なお指摘を中澤委員さんからいただいております。県の方針としては、できることからソフトな仕組みづくりをやっていく。そういう指導、あるいは情報提供をしていきたいというふうに受け止めさせていただきます。時間がちょっと延びましたので、またあとで、ご意見がございましたらお聞きしたいと思いますが、続きまして、消費者庁等の機構、役割について、及び食品の表示制度について、この2本のご報告をいただきたいと思えます。

(県民生活・男女共同参画課)

県民生活・男女共同参画課の大原でございます。消費者庁の関連では、県内部でもいくつかの課が関連しておりますけれども、当課が一応、窓口ということになっておりますので、消費者庁の内容に関してご説明をさせていただきたいと思えます。

消費者庁の概要という資料があろうかと思いますが、皆さまご承知の通り、近年、食品の産地偽装や賞味期限の改ざんなどの不正表示、また、中国の冷凍ギョーザや事故米の問題など、暮らしの安全・安心に関わる大きな問題が多数発生をしているというような状況、

また、ガスの瞬間湯沸器による重大事故や、こんにゃくゼリーによる死亡事故など、国の各庁々の縦割りの仕組みの中で、すき間事案となったりしてしまい、尊い国民の生命を守ることができなかったという重大な結果を招いたものでございました。こうしたことから、消費者や生活者の視点に立った行政への転換を目指して、各省庁の縦割りとなっている消費者行政を統一的かつ一元的に推進するため、消費者庁は、昨年9月1日に創設をされたところであり、消費者庁の概要の資料の中のまず、5ページをご覧いただきたいと存じます。ここに消費者庁関連3法の関係についてという資料を載せておりますが、この法律は昨年9月1日に施行をされております。こちらが消費者庁及び消費者委員会設置法というものでございます。

二つ目が、その下にございます、消費者庁より消費者委員会の設置に伴う関係法律の整備法というものがございます。この法律に関しましては、次の6ページをご覧いただきたいと思っております。これは、消費者庁に各省庁から専管となったとか、移管をした、また、共管された法律の一覧というものでございます。31の法律がございまして、この資料は、県の担当課などの状況を整理したものでありますが、一番上にあります表示の関係では、景品表示法、JAS法、食品衛生法、健康増進法などがございまして、ここでの改正のポイントとしましては、消費者庁が表示基準を定め、これらを遵守させるための命令は消費者庁が権限を持ち、一元的に実施することにしたというものがございまして、併せて、立ち入り検査や行政指導といったものは農林水産省や厚生労働省にも行わせ、消費者庁にその結果を通知させることにより、消費者庁が指導をしつつ、指導を受ける執行体制を実質的に確保できるようにしてございます。

それから、その下に、取引の関係がいくつかございまして、その下に安全の関係の法律がございまして、食品安全基本法、また消費生活用製品安全法、それから食品衛生法の安全基準の部分がございまして、改正のポイントとしましては、安全基準につきましては各省庁の専門性を活用して、消費者庁が協議を受けることで消費者の目線を反映をする仕組みにしたということがございまして、また、消費生活用製品安全法を重大事故の報告制度や消費者庁が所管をしております、迅速に事故情報の公開をするということになってございます。5ページに戻っていただきますと、三つ目の法律として消費者安全法が新たに制定をされまして、施行されております。ここに主な内容の項目が記載をされておりますが、まず、消費者の被害を防止し、その安全を確保するための基本方針の策定というものがございまして、

次に、地方自治体の事務ということですが、都道府県及び市町村における消費生活相談や苦情処理のあっせん等の事務の実施ということでございまして、このことは、従来からあります消費者基本法にも一定、規定がございました。それを、より具体的に明確にされまして、市町村は相談、あっせん、啓発を含めた情報提供を行う。それから、県は主に、市町村の区域を超えた広域的見地や、専門知識及び技術を要するものを行うということにされてございます。その下に、消費生活センターの設置というものがございまして、消費生活

センターがこれまで設置をされておりましたが、実は、法的な位置付けがございませんでした。このたび、消費者安全法で法の位置付けがなされまして、基本的には最低の基準として、専門の相談員を置くこと。また、パイオネットという情報収集端末、全国的な端末がございますが、この端末を置くこと。それと、週4日以上、相談業務を行うことというのが最低条件で規定をされておりますが、このセンターの設置について、都道府県は必置、これはもう全国に既に設置がなされております。併せて、市町村は努力義務規定ということになってございます。

それから、次の消費者事故に関する情報の集約ということでは、国、地方公共団体、国民生活センターは、被害の拡大の恐れがある消費者事故等に関する情報を消費者庁に通知をするということになっております。特に、生命・身体に関する重大事故等については直ちに通知をするということになりました。そして、消費者庁は、消費者事故等に関する情報を集約・分析し、その結果を報告するというところで、この法律で規定をされてございます。

最後の消費者被害の防止のための措置ということでは、消費者の注意喚起のための情報を公開するということが、一つございます。また、被害の防止を図るために実施しうる他の法律の規定がある場合は、消費者庁が法律に基づく措置を実施するよう、その権限がある各大臣に要求ができるということになっております。一方、こんにやくゼリーの这样的问题のように、被害の防止を図るために実施しうる他の法律の規定がない場合、いわゆる、すき間事案、ここにも書いてあります、すき間事案という場合は、これまでなかなか規制等できなかったわけですけれども、これは消費者安全法では、消費者庁が事業者に対して必要な措置を取る勧告・命令ができることになっております。特に、急迫した危険がある場合については、商品の譲渡を禁止したり、制限したり、また、従わない場合には、商品の回収等を命令をすることができるということになってございます。

7ページをご覧くださいと思います。消費者の情報のポイントの一つ、また消費者庁が設置をされたポイントの一つでもございますが、今、申し上げました消費者事故に関する情報や基本法の集約というのがございますが、この法に基づく県の取り組みを少しご紹介させていただきます。県の取り組みの消費者事故等の通知までの基本的な流れを、この図に載せてございます。これは、本庁各課、全出先機関に配布をして、この対応をお願いしているものでございますが、消費者事故等に関する情報の一元化は、消費者庁を設置したなかで、先ほども申しましたように、最も重要な柱の一つとされております。といたしますのも、先ほど申しましたが、ガス瞬間湯沸器の重大事故は、いろんな省庁で情報は得ていたものの、別々に管理をされておまして、被害が止められなかったということがございます。また、こんにやくゼリーの死亡事故は、すき間事案で、管轄する省庁がなく、救済が遅れたといったこともございました。

そのため、消費者庁で被害情報を一元化し、事故原因を究明し、迅速に国民に公表するということになっております。また、危険がある場合には、先ほど申しましたように、

すき間事案で個別の法の規制ができなくても、消費者安全法で消費者庁が譲渡の禁止とか回収命令ができるということになっております。また、消費者安全法の中では、都道府県や市町村については、所管の範囲内であるか否に関わらず、職員が業務を遂行する上で、消費者事故等の情報が出た場合には、消費者庁へ通知をする義務があるということになってございます。

①のカッコの所がございしますが、ただ、他の法令により、国の各省庁への通知が義務付けられているということについては、この消費者安全法に基づく通知義務というのは除かれておりまして、ここにございますように、学校関係、それから火災、災害、製品火災などの消防が対応するもの、それから警察関係、それと食品衛生法などの食中毒、これは、それぞれの部署が各省庁に通知をすることで各省庁を経由をして消費者庁へ情報が一元化されるという仕組みになってございます。

それで、消費者事故等ということでございしますが、この法では、②にございますように、生命・身体被害の安全分野と、右にございます財産被害分野にわかれておりまして、安全分野の生命・身体被害では、現実に被害が発生しているものと、災害被害はなかったものの、破損等によって異常があるとか、毒物の付着があるとか、窒息しかかるといったように、事故になる恐れがある、事故の発生する恐れがあるもの、いわゆる、ヒヤリハット事案も含まれるということになってございます。もう一つ、財産被害分野というのは、虚偽の表示とか、不当な契約によります被害ということでございます。

また、③にありますように、安全分野の生命・身体被害というのは、重大事故等とそれ以外ということに分かれておりまして、重大事故等が、ここに書いておりますように、死亡とか30日以上を負傷、疾病、また、一酸化炭素中毒などでございしますが、これが直ちに数時間以内というふうに規程をされておりますが、消費者庁へ連絡をする必要があるということになっております。もう一方の分野の財産被害分野は、生命・身体被害と違って、少し時間的余裕がありますし、その被害は、消費生活センターに相談をしてもらって、業者へのあっせんなどによって、被害の回復に取り組むべき事案多いと思われまので、消費生活センターに連絡をもらって、消費者庁へ消費生活センターから通知をするという仕組みにしてございます。

事故の報道といったものは、昨年の9月8日から、消費者安全法に基づく重大事故ということで報道はされておまして、毎週水曜日にマスコミに発表をして、消費者庁のホームページにも掲載をしております。県にも通知がございますので、市町村への情報提供と、県のホームページからも閲覧できるようにしてございます。事案としては、いろんなものがございますけれども、都道府県の消費生活センターに相談があったもので、最初の方の事例でございしますが、三つぐらいご紹介をいたしますと、ハンガーに洋服をかけたままアイロンができるというスチームアイロンの使用中に、熱湯が飛び散り胸や腹にやけどをしたといったようなものがございます。また、折りたたみ自転車で走行中に、ハンドルが外れてしまつて骨折したとか、輸入ガスライターや携帯電話機の急速充電器といつ

たものが市販されておりますけれども、それによるやけどといったものなどがございました。数多く、何百件というかたちで公表をされております。

また、本県では、この関係では、これまで4件ございました。一つは、消費生活センターに、消費者庁が設置されて間もないころでございましたが、ある病院からゼリー状の飲み物を飲んで、2歳の子どもさんが窒息しかかった。それで、救急車で運ばれて事なきは得たんですけれども、そういう事案が一つございました。それから、マスコミ報道でもございましたが、空港近くのトリム広場でのうんていの固定をされているものがぐるっと回ってしまって、子どもさんが落ちて骨折をしたというのがございました。これなんかは、本来であれば、何mmとかいう規程で溶接をしなければならない所が、溶接の箇所が少なかったり、短かったりして、腐食をして回るようになっていて、危険な状態になっていると。それで、点検することによって、いくつかそういうものがあつたので、事前の予防といたしますか、補強をしたといったようなかたちです。また、県内の公園なんかも事前に調べたということにつながっております。

三つ目として、県の施設で購入したばかりのエアコンから、フロンガスが噴出をしたという事例がございました。これは、原因究明のところ、今、メーカーなどと原因究明をしておるといふふうに聞いております。あと、消費生活センターに相談があつた事例で、圧力鍋によるやけどがあつたというのがございました。

それでは、資料の1ページに帰っていただきたいと思いますが、ここには、これまでご説明した内容を新しい消費者行政として、提示をしたものでございます。先ほどの説明と重複することがございますが、内閣総理大臣の下に消費者行政担当大臣を置くこと。内閣府の外局として、左にございます消費者庁を設置し、消費者庁は情報を一元的に集約し、調査・分析を行う。また、消費者行政の司令塔として、各省庁への勧告とすき間事案への対応と。また、消費者に身近な諸法令を所管するということになってございます。また、その右にございます消費者委員会でございますが、これは、独立した組織として内閣府に設置をしまして、重要事項についての権利とか、また、内閣総理大臣に対する勧告などを行うということになっております。また、左側にございます地方の県や市町村の消費生活センター、また、市町村の相談窓口は、住民からの一元的な相談窓口としての役割を担うというかたちになってございます。

2ページをご覧ください。ここには、消費者庁の主な課題ということで整理をしております。現在、取り組みを進めているものでございます。主なものをご説明させていただきます。まず、左上のIの事故情報の一元的収集・分析・原因究明・発信というものの中に、一番上ですが、事故情報データベースというものがございます。これは、先日もマスコミで報道なんかございましたが、事故情報の集約体制の整備として、国の各省庁、それからNITEと言われる、国の製品評価技術基盤機構、また、国民生活センター、また、地方の各消費生活センターが把握したさまざまな情報をオンラインで入力をして、類似事故とか、事故の傾向が確認ができるようにするものでございます。

このデータバンクには、一般の消費者の方も検索、閲覧、また書き込みができるということになっておると聞いております。今年の 4 月から本格運用を予定しております。それから 2 にございます、地方消費者行政の充実支援、環境整備ということの一番上に、地方消費者行政、消費生活相談体制の充実というのがございます。本県でも、高知県消費者行政活性化基金を創設をいたしまして、今年度から 23 年度までの 3 年間で強化期間として取り組んでございます。本県の消費者行政の現状を説明させていただきますと、消費者安全法に基づきます消費生活センターの設置をしてございますのは、県の消費生活センターと高知市の市民相談センター。昨年の 10 月から設置をした南国市の三つのみでございます。高知市、南国市を除く市町村の消費者行政といいますのは、商工とか、産業とか、観光分野を所管する課が担当をしております、さまざまな業務を抱える担当者が、その業務の一部の片側、地域住民からの相談に対応しておるという状況がございます。

昨年度、平成 20 年度の県と市町村の相談件数でございますが、合計で 9,246 件、9,000 件余りでございました。そのうち、県のセンターでの受付が 6,300 件余り、高知市のセンターでの受付が 2,300 件あまりでございまして、残りの 33 市町村の受付の件数が 444 件ということで、4.9%ほどでございました。ということで、高知市を除く市町村の相談は、ほとんど県のセンターが対応しておるという現状がございます。消費者センターというのは、住民の身近な所で相談を受け、利用者の方に対して専門相談員があっせんをして、消費者の方に有利な解決に結びつけるということが大事になるわけですし、また、被害の掘り起こしとか、住民の方の利便性、迅速な解決につながるということでは、住民の身近な所でそういう相談を受ける必要があるだろうというふうに考えております。そのため、県としましては、高知市、南国市以外の市町村におきましても、本県の場合には、小さな市町村がまだまだ多くございますので、できれば単独で設置をしていただきたければ、単独でできない場合については、それぞれの広域ブロックで共同での消費生活センターの設置をお願いできないか。それによって、地域の住民の方から迅速な相談を受ける、高齢者の見守りなどもきめ細かくやっていくということをお願いしたいということ、市町村には要請をしております。

また、センターがなかなか設置ができないというところにつきましても、基金がございますので、これを活用して、現在の相談窓口の担当職員のレベルアップとか、また、この際、さまざまなチラシを含めた啓発の強化に取り組んでもらうことの要請をしております。この高知県消費者行政活性化基金は、1 億 8,800 万ほど積んでおります。従来の消費者行政の予算が、県が 2,500 万ぐらい、それから高知市が 1,400 万、その他の 33 市町村は、合わせても年間 60 万の予算でした。合わせると、4,000 万程度の予算ということでございますので、この 3 年間は、この基金をもらいますと、従来の 2.5 倍の予算を確保しておるといえることがございます。現状としましては、この基金を活用して、先ほど申し上げましたように、県と高知市だけだった消費生活センターが、昨年の 10 月に、南国市に消費生活センターを設置をしていただきました。それから、今年の 8 月からは、幡多地域の 6 市町

村が共同による消費生活センターの設置を予定をしております、準備を進めております。そのなかでは、来年度から高知市の相談員の増員、また、香美市、土佐市、黒潮町などで、まだセンターということにはなりません、新たに専任の相談員を設置するという予定になってございます。

それから、基金の所の下の○に消費者ホットラインというものがあります。資料では 8 ページをご覧くださいと思います。このホットラインでございますが、困った時に、どこに相談してよいのか分からないといったことに対応するために、全国統一の電話番号の設定をしまして、身近な相談窓口につながるようにするというもので、マスコミなどにもございましたように、昨日から本格運営が始まっております。各県、設定の仕方が若干、違うところがありますが、参考に、県の状況をご説明します。このイメージ図を見ていただきますと、この消費者ホットラインの上にあります番号に電話をかけていただきますと、ガイダンスが流れまして、郵便番号は分かるか、分からないかで選択をすることになります。それで、郵便番号が分かる場合につきましては、郵便番号を入力していただきますと、その番号で地域の特定をして、該当をする市町村の窓口、または県の消費生活センターを選択できるような選択制に、本県はしております。それから、もう一方、郵便番号が分からない場合については、それをやりますと、固定電話の場合には、その固定電話の発信局ということで、地域が一定、特定ができるんですけども、範囲が少し広がりますと、例えば、高知市で固定電話からかけますと、高知市ですか、南国市ですか、あといくつかの選択が間に入ってまいります。それで、その番号を選びますと、その次に、省庁の窓口を選びますか、県のセンターを選びますかという選択制に入ることになります。

それから、携帯電話の場合には、地域がなかなか特定できないということもあるようで、郵便番号が分かれば、その市町村窓口か、県のセンターかということでガイダンスが流れますけれども、郵便番号が流れなければ、県のセンターにつながるというかたちになります。また、時間外については、ガイダンスによりまして、最寄りの市町村の電話番号とか、県の電話番号、また、受付時間だけをご案内することになります。昨日のNHKの放送などでは、大川村の事例が出ておりましたが、実は、本県の場合、いの町、梶原町、大川村というのは、IP 電話というものを使っておりまして、これに活用できないということがございますので、番号案内のガイダンスが流れるということになります。大都会では、この番号というのは、非常に使いやすいというか、有効になるという気がするわけですけども、このような市町村であれば、困ればまず、役場へということもございますので、基本的には、市町村は役場の電話番号を住民の方にお知らせをして、県とか国は、こういう番号もありますよというかたちで、迂回するようなかたちで今後、啓発をしていきたいというふうに考えてございます。

2 ページに戻っていただきまして、2 ページの右の下、4 番目の所で、IV の制度の見直し・整備等というのを課題で挙げてございますが、この中の一番上に、消費者基本法の策定と

というのがございますが、現在、国では、来年度から 26 年度までの 5 年間の計画の策定をしております。そのなかでは、地方消費者行政の 3 年間の強化期間の支援策などの検討をしているということがございます。本県でも、基金がなくなります 3 年後は課題となるわけがございますので、新たな支援ということにも期待をしておるところでございます。それからその下、一番下でございます表示、取引、安全分野における制度の在り方というのがございますが、食品表示に関する法制度の見直しというのは、工程表では 22 年度、来年度から整備、検討をするというかたちになってございます。

次の 3 ページをご覧ください。消費者庁の組織というのを載せてございます。この中で、中ほどにございます、消費者情報課というのがございます。これは、財産被害分野を担当という課でございます。それから、その下にあります消費者安全課、これは生命・身体被害の安全分野を担当するということになっておりまして、表示の関係では、下の方にございますように、景品表示法であれば表示対策課、それから JAS 法とか食品衛生法、健康増進法というものであれば、食品表示課が担当する、所管をするということになってございます。次のページ、4 ページでございます。消費者庁への情報の主な流れとして、これまでご説明をいたしました、その流れを図に載せたものでございます。この中では、下の方に消費者安全情報総括官会議という国の会議がございます。これは、国において各省庁に総括官を置いて、情報の集約、共有、意見といった場合の速報体制を強化するということでございます。

最後になりますが、9 ページでございます。ここには、県の消費生活センターと、当課、県民生活・男女共同参画課における食品に関する相談、事業者指導等の状況を整理したものを載せてございます。(1)の消費生活センターにおける相談の状況でございますが、消費生活センターで受けた相談のうち、食品に関するものは、概ね、4%ほどになっております。20 年度で見れば、全体で 6,300 件ぐらい相談を受けておりますが、食品に関するものが 248 件という状況でございます。この 248 件の内容を見ますと、健康食品の電話勧誘とか、カニの送りつけ、そういったものが 89 件、それから、異物の混入とか、期限切れの食品などの品質とか安全に関するものが 80 件、それから表示に関するものが 21 件などございました。具体的に例をご説明いたしますと、具体的には、電話で 2、3 回勧誘が続き、面倒だったので、毎月購入するというような健康食品の契約をしてしまったと。継続購入の契約書が届いた時に、本来、購入の意志があまりなかったこと、体調も悪いので、健康食品を利用する予定もないし、解約をしたいといったような相談がございました。

また、何年か前にカタログを見て、商品の一つミネラルウォーターを注文したところ、それから、注文をしていないのに、年 1 回程度、焼酎等の商品を勝手に送ってきて料金を請求するというような相談もございました。それから、購入したおにぎり弁当のおにぎりの中に、1cm ぐらいのプラスチック片が入っていたと。この食に関するものにつきましては、センターの方から保健所に連絡をして、消費者の方にも、混入物と商品を持って保健所に行くように指導などをしております。

また、その下にあります(2)は、景品表示法に基づく行政指導の最近の状況を整理したものでございますが、調査、指導に入るきっかけとしましては、消費者の方からの苦情というのもございますし、また、関係機関からの通知、なかには業者の方からミスがありましたといった自主申告もございまして、農産物の関係では、従来の JAS 法の主管課、または農政事務所などでも連携をして、対応をしておるような状況がございます。

十分な説明になったかどうかは分かりませんが、以上でございます。

(山根会長)

どうもありがとうございました。あと 1 本のお話を賜っておりますが、時間がきておりますので、ここで休憩を取らせていただきまして、そのあとでご報告、ならびに委員の方々の意見交換をいただきたいと思っております。今から 7 分ほど、休憩を取らせていただきます。

(休 憩)

()

私の方から消費者庁の設立に関しまして、いわゆる食品の表示の部分につきまして、いろいろと変わった部分がございます。先ほど、ご説明がありましたようなものになりましたし、県もそれについて新しい体制を取る必要があるということで、どういった状況になっているのか、それと食品表示制度とは一体どういったものなのかということについて、簡単にご説明の方を差し上げます。資料の方は、資料ナンバー3の食品表示に関する制度についてというのを準備をお願いいたします。

1 ページ目を開けていただきますと、食品表示の概略というものが書いてございます。食品の表示制度というのは、非常に難しいというふうに私どもも感じております。また、県内の食品に関する業者の方も基本的に非常に難しいという認識を持たれています。それはなぜなのかということなんですけれども、実は、食品表示というのは、いろいろな法律が重なっております、一つの法律でやっているわけではないというのがございます。これにありますように、主なものとして、食品衛生法、JAS 法、健康増進法の三つの法律から表示の方が義務付けられています。各々が、その法律によって、その法律を目指すものによって項目を決めている関係がございまして、なかなかその辺が一つにできないというところが難しくなっている原因の一つだというふうに考えております。

例えば、食品衛生法ですと、どうしても食品による被害防止を防いで国民の健康の方の安全を守るとというのが目的ですし、JAS 法でいきますと、消費者の選択の幅を広げる、選択に対して知識を持ってもらう目的になります。また、健康増進法ですと、健康の増進を図るとところが目的となります。下の左側の卵が二つ並んだような図を見ていただきますと、これが JAS 法、食品衛生法、健康増進法の主な関係のかたちとなります。真ん中に、ちょうど重なっている部分があります。名称、賞味期限、保存方法、遺伝子組換え、製造

者名等。これは、JAS 法と食品衛生法、両方が義務付けられた部分、両方の重なっている部分というかたちになります。JAS 法の方だけというのは、原材料名、原産地と。それから、ここにはありませんが内容量等。これは JAS 法だけで義務付けられているものです。それから食品衛生法の方にいきますと、アレルギー表示、添加物の表示、これは食品衛生法だけで義務付けられているというかたちになります。この下に実は、健康増進法というものがございまして、また別の枠で義務付け表示があります。実際に、右側に表示例がございまして、一番最初の欄に名称というのがございまして、これは JAS 法と食品衛生法、両方で義務付けられているものです。ただし、JAS 法で決められていることと、食品衛生法の方で決められている名称というの若干、違います。食品衛生法の方は、名称についてはあまり難しくはないんですけれども、JAS 法はいわゆる消費者が迷わないようにというのがございまして、ここにありますスナック菓子、こういったものでは迷いませんので、これはそのまま JAS 法で通るんですけれども、例えば、地域の名産品を使ったお菓子だというようなことで、品名にしたいという問い合わせ等がございまして、それに関しましては、広く一般の人が分からないようなものと JAS 法には当てはまらなないと。だから名称をもう少し一般名に変えて下さいというような指導がある時がございまして。

次に、原材料なんですけれども、原材料名につきましては、これは JAS 法の範疇になります。ただし、この原材料の中でも、遺伝子組換えの方は食品衛生法の方も義務付けられている。例えば、じゃがいもにつきましては、遺伝子組換えではないということが書いてあります。ちなみに、この遺伝子組換えの方は、遺伝子組換えがある、という表示と、不分別というこの二つが義務付けられています。ここにあります遺伝子組換えでないというのは任意表示で、書かなくてもかまわないと。義務付けではないと。ただし、せっかくそこまでやったのなら、商品価値を上げるために書かれる業者さんの方が多いという現実があるかと思えます。その下の方にデキストリンから下の方は、実は添加物になります。添加物は、食品衛生法のみで義務付けるかたちにもなっております。その中にカッコをして（大豆を含む）というのがございまして、これがいわゆるアレルギー表示、ただし、アレルギー表示の方は絶対に書かなければいけないものが七つございまして。大豆は、この七つの方に含まれていませんので、いわゆる書いた方がいいですよという推奨が 18 あるんですけれども、そちらの方に入ってくるかたちになります。ですから、この業者さんは、そういったような推奨の方も頑張って表示をされているということになるかと思えます。

それから、内容量につきましては JAS 法、賞味期限につきましては、両方というかたちになります。保存方法というものは両方の方で、ここでは、直射日光に当たらないような所とか、高温多湿の所はやめてくださいということです。その下にあります販売者なんですけれども、実際に、先ほどの左の図では販売者というものは出てきておりません。両方で必要なのは、製造者というかたちになっています。ですから、製造者のお名前とその製造者の住所が本来なら書かれるべきです。ただし、販売者というのを書いておいて、両方を書くことも出来ます。販売者名それから製造者名、両方 OK です。ただし、この場合は製

造者がいないじゃないかというかたちになるんですけれども、その下に製造所固有記号という名前が出てきます。どこで作ったかという工場名といいますか、施設の住所の方を、固有記号というアルファベットと数字を組み合わせたもので出してもかまわないというかたちになっています。それは、国の方に登録されておりまして、厚生労働省の方のネットで検索することができるようになっております。こういったことをしておかないと、例えば、大きな会社さんですと、一つの会社で色んな所に工場を持っていて、また、生産をどこかの別の会社に頼んだ時に非常に困る時がございますので、個々、かなりの販売者名で製造者固有記号を使われている表示というのが多いのが事実です。その下のカッコにあります栄養成分表示、こちらの方は健康増進法で決められたというかたちになります。

ほかに、食品表示に関する制度はないのかということなんですけれども、元のページの一番下に書いてあるんですけれども、ほかに、景品表示法、不正競争防止法、計量法などという法律もかかってきます。そのうち不正競争防止法は、いわゆる公正取引協議会、公取の部分になります。それから計量法、この二つは国の方の所管というかたちになっております。あと、表示というよりも広告に近いものなんですけれども、いわゆるパッケージの中で書いているなかで問題になっている薬事法にひっかかってくる場合があります。例えば、今はなかなかないんですけれども、極端な話で言えば、がんですとか、そういったようなことを書いてあると薬事法という法律に触れる確立がある可能性が出てきますので、非常に難しいと。いわゆる効能効果の表現もしたいというものもたくさんあるかと思うんですけれども、その辺りはなかなか厳しいというのが現実だというふうに思います。

次のページに移っていただきまして、次に、食品表示の基準というのがございます。基準というふうに書いてありまして、実際にどういった基準があるかということになります。ここでは、食品表示をすべき対象というふうに読み替えてもかまわない部分はかなりあるかというふうに思います。JAS法と食品衛生法は、どういった食品に対して表示をしなければならないのかということになるんですけれども、これは基本的によく似通っています。JAS法の方は生鮮食品、加工食品というふうに分かれておりますし、食品衛生法の方では表示対象品目というかたちになっているんですけれども、ほとんどの部分が重なることが多いです。一番のこれの中心になるのが、食品衛生法の表示対象品目の右側、食品衛生法施行規則（別表3）の下のマーガリンから始まる所があります。これの一番下を見ていただきますと、容器包装に入れられた加工食品という所があります。つまり、容器包装に入れた加工食品というのは、基本的に全て表示をしなければならないというのが、この表示のコアな部分というかたちになります。ですので、対面販売で売る、例えば、ショートケーキなどをお店で買う時、買いに行きますとショーウィンドウに並んでいますと。そういったものに関しては表示をしておりません。対面販売は容器包装に入っていないというかたちですので、表示対象からは外れるということになっています。

次の健康増進法を見て下さい。先ほど説明の方を省いてしまったんですけれども、健康増進法は、健康の増進を目的に作られています。主に、特別用途表示と栄養表示基準の二

つに分かれています。この特別用途表示もさらに二つに分かれておりまして、特定保健用食品というものがございまして、これは何かと言いますと、いわゆる特保と呼ばれているものです。人が万歳をしたようなマークがあります。あれが特保食品ということで、薬事法の関係上、効能効果はうたえないということが基本となっております。しかし、長年の習慣から効能効果があるようなものというのが実際あるのは事実です。その隙間を埋めるために作られたものというふうに考えて下さい。ただし、いろいろあるんですけども、基本的には国の承認を取る必要がございまして、なかなかハードルが高いというのも事実だと思います。

その下の特別用途食品、これは、そこに書いてありますように病気になられた方、病院食という側面が強いもので、なかなか一般には出回っていないものということになります。それから、その下の栄養表示基準なんですけれども、こちらの方も二つに分かれています。任意表示と栄養機能食品です。任意表示の部分は、いわゆるカルシウム 200 mg入りとか、0cal、低ナトリウムとか、そういったような、独特の表示をしたいという時に使うものです。これも、先ほどの 1 ページの方に戻っていただきますと、表示の実際があったと思うんですけども、この表示を行うためには、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム。まず、ここまでは全て書かなければなりません。順番はこの通りです。これに加えて、カルシウムが多かったら始めて、カルシウム何 mg ということが書けます。というものが基本になります。ですから、こういったものをせずに、いきなりカルシウム mg 入りとかいうと法律に違反するというかたちになります。それから、栄養機能食品というのは、体にいいというふうに分かっているビタミン類が入っていることを示したい時に使われます。これを書きますと、ビタミンの効能効果、こういったことにいいですよということ併せて書くことができるというふうなものです。ただし、量は全部決められていまして、何 mg 以上から何 mg 以下の間に入っているものにしか書けないというかたちが決まっています。それゆえに、規格基準型というふうに書いてあるというかたちになります。以上が大体、の基本的な表示のかたちになるのですけれども、次に、食品表示の業務というかたちになるんですが、先ほど、男女共同参画課さんの方から、おおまかな消費者庁の仕組みのご説明があったと思うのですが、今、表示に関してはどういうふうになっているかということです。

基本的に、食品衛生法に関するものは食品衛生法の中にあります。ただし、表示の部分だけが、厚生労働省の方から出て消費者庁に移ったというかたちになっています。企画立案の方は、消費者庁の方が主に行って、協議というかたちは元の厚生労働省、もしくは農林水産省と行くと。今度のシステムが一番大事なところは、一番右の端に消費者委員会というのがございまして、これが第三者委員会として、ここの諮問答申を受けなければならないというかたちで、いわゆる有識者の公平な視点からのご意見をいただいてというかたちになっているのが、新しい消費者庁の制度というかたちになっています。次のページが、食品表示の従来のかたちになっております。いわゆる厚生労働省と農林水産省が各々、別

個やっているというものです。次のページを開けていただきますと、消費者委員会、先ほど私が肝というふうに申しましたけれども、こちらの方はこういったようなことをやるのかということに触れられております。表示関係の方の審議、それから新開発食品関係の審議事項というかたちになっております。時間の関係がありますので、これはあとで見ただけであればと思います。

その次のページが国際的ルール、いわゆるカッコは、今は、どうしても貿易の関係が大きいものですから、国が別個で各々がルールを作ってしまうと、貿易の時に非常に障壁ができますので、それに対応するために国際的なルールを作っております。それが、WTOが作ったTBT協定というものです。WTOというものは世界貿易機関、いわゆる貿易の方の世界的機関でして、そのなかで、コーデックス規格というのがありまして、こちらの方に、こちらの方でいいますと右側にコーデックス一般規格とございまして、大体、これを基にして各国が同じ規格でやりましょうということが決められているということです。日本もこれに基づいて行っております。

次のページを開いて下さい。ここに、食品表示に係る各機関連携というものがございまして、消費者庁が設立されまして、表示に関して、どうしても混乱するところが出ました。それに対しての対応策ということで、国の方で消費者庁、警察庁、農林水産省、厚生労働省が集まって食品表示連絡会議というものを開いております。そこを受けて、私ども都道府県単位で、食品表示監視協議会というのを設立しております。これは今日、ご出席いただきました高知農政事務所の方が音頭をとっていただきまして、今年度は、4月29日に会議を行いまして、私どもの方も出席しております。また、国の方で行われました食品表示連絡会議の内容というの、これを通して随時、メールで私どもの手元に届いています。こういったようなかたちで、表示に関しての話し合いを行っているというかたちになります。

実際に、県庁の中でどのようなことになっているのかということなんですけれども、こちらにつきましては、別の安全・安心推進審議会の方の資料の最後のページに、各法律の所管部署というのが書いてございます。私ども県の方が持っているものは、景品表示法、JAS法、食品衛生法、健康増進法で、実際に担当課枠であります。そして、景品表示法の方では、男女共同参画課さんが持っております、消費生活センターの方があるといったような担当になっております。消費者さんからのいろいろな問い合わせにつきまして、どこが対応するのかということが、実際に、一番、今の問題になっているところなんですけれども、実際に今までは、保健所の方に置いてあります●とか、いろんなことがございました。実際に消費者庁できて、消費者庁の方では、そういったような窓口としまして、消費生活センターの方を窓口としたいというご意向があるようです。ただ、実際の消費生活センターが窓口というかたちでお話を聞いていただくのは、非常に便利なことであると。県民にとっては非常に有益なことなんですけれども、実際に突き詰めた内容になりますと、なかなかそうもいかないところがございます。例えば、偽装表示、いわゆる賞味期

限等を改ざんしていたという事件に対して、県民の方から情報提供があった場合、消費生活センターが全てやるというわけには、なかなかいきません。最終的には、県庁の職員や衛生監視員の方が、その事業所の方に出向いて調査、指導するというかたちになろうかと思えます。そういったような関係がございまして、消費生活センターさんが受け持つ部分と、我々の方が受け持つ部分で、どこかでバトンタッチをしなければならないというのが、実際にございます。そのバトンタッチをどのようなタイミングでやるのかということにつきまして、ここに書いてありますように関係各課が集まりまして、今、話し合いをちょうど、しているところです。今まで2回ほど昨年の内に行いまして、3回目も近々というふうに聞いております。そういったなかでさび分け、それから役割分担をやっていこうと、今、しているのが現状というところになろうかというふうに思います。ちょっと時間オーバーしてしまいましたけど、これで終わります。

(山根会長)

今、2本、少し長くなりましたが、消費者庁の所轄と同時に、システムがかなり変わってきておりますので、そのご報告をいただきました。高知県ではどうかというところにフォーカスを合わせながら、ご意見、ご質問をいただきたいと思えます。ご質問等はございせんか。はい、どうぞ。

()

消費者ホットラインができて、大変、私たちにとって、嬉しい報告だと思っております。実は、先行して5県ぐらいですか、最初にスタートしたというふうにあったと思うのですが、その時に学習を兼ねて行って来たんですが、一つ、ホットラインができたからということで、これでいいということではなくて、なかなかこの電話番号を覚えるのは大変だと思えますし、特に、生活相談以外で言いますと、この電話をかけて、このダイヤルに従って次へいくという、行ける方は騙されたりしないと思うんです。なかなかできない方で、高齢の方とかが引かかるわけですので、是非、こういうホットラインができたということをおどもは大いに消費者には知らせたりしますが、県の方も改めて広めていただきたいということと、なかなかやはり、本来は110番なり、119番ぐらいの簡単な番号であれば、高齢の方もすぐ電話できると思うんですが、そういうことではありませんので、是非、市町村の所でも、広めていただきたいというふうに改めて思えます。それと、これはやられているとは思いますが、その時に、鳥取県の事例を学ぶことがありまして、その時やられていたのは、県の方がそれぞれの市町村に出て行って、消費者センターの設置なり、あるいはなかなか設置できない市町村については、専任の専門員を置くとか、あるいは相談員のレベルアップをすることというようなことを、県の方からそれぞれの市町村に出て行って、ともに立ち上げてやっているというような報告もされておりました。高知県の方もやられたと思えますけれども。

それからこの進んでいるのは、消費者センターで寄せられた相談等を県の方で全て市町村との間でネットワークですべて結んで、市町村の相談員の方が、事例があった時にすぐにネットワークで事例も見れるというようなネットワークも構築しているというようなことが報告されております。多分、高知県の方もやれていると思いますけれども、いずれにしても、市町村の所に負担がかかるというところもあろうかと思えますけれども、是非、そういうところも広めていきたいというような思いです。

(山根会長)

どうもありがとうございます。鳥取県の例も言っていただきまして、地域に飛び出す県の消費者行政の提起でございますが、ほかにご意見ございませんか。ご質問でも。どうぞ。

(県民生活・男女共同参画課)

ホットラインにつきましては、一応、先ほども少し説明をしたしましたが、国と県は、この番号を広報すると。市町村はやはり住民の方に身近ですから自分の所の相談窓口を広報するという役割分担をするということになっております。ホットラインの周知につきましては、県の広報誌の「さん SUN 高知」とか、いろいろなタウン誌などに啓発の情報を載せようと思っておりますので、これからも、できるだけ県民の方に知っていただくという取り組みはしております。

それから市町村への働きかけというのは、本県は、先ほど申し上げましたが、小さな市町村が多いということで、実は、年間の予算が先ほども言いましたように、高知市を除く33市町村は年間合わせて60万の予算でありました。今度、基金を積んだわけで、私も直接28市町村を回りましたし、広域の会議も何度も行きましたし、部長と共に10いくつの市町村さんを回らせていただきました。現実には、これまでお金も、人もおりませんでした。ところが、お金はできたんだけど、実際に事業する人役というのがいない。この基金自体は、市町村には負担はございません。この基金で100%ですので、是非、使って下さいとお願いをしているにも関わらず、なかなか、その事業をやりたくてもやる人役がないというのが高知県の現状でございます。そこをなんとか、先ほども言いましたように、センターなんかも広域なり、協働でやる、そういうかたちでやっていただきたいということを、今後とも進めていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの事例の中で、市町村もいろんなネットワークという話がございまして、これも基金を活用して消費生活センターを中心に、いろいろな情報交換ができるようかたちでということにも取り組んでおりますし、また、市町村支援ということで、専任の職員を3年間ですけれどもかまえて、車も、機動力を確保して、こちらから直接行って、市町村の方へのいろいろな指導とか、協力の要請とか、支援をさせていただくという取り組みを進めているところです。以上でございます。

(山根会長)

はい、どうもありがとうございました。委員の皆さま、ご質問、ご意見はございませんか。廣末委員さんも今回でリタイアとされておりますが、何かご意見は。

(廣末委員)

今回で会長と引き継ぎをさせていただくことになっております。奈半利町という小さな市町村から出てきた関係で、本当にいろいろなことを勉強させていただく機会になりました。そのなかで、ものすごく感じるのは、やはり田舎と温度差があるなということで、いろんな問題にしても、先ほどのホットラインの問題にしても、消費者自身の学習の場というか、とらえ方というものが、すごくまだ幼稚というか、いろいろな時にお話をしても、消費期限と見るのは、消費期限と中国か国内か、それぐらいしか見ないよという人が大半なんです。いろいろな意味で、この会議へ出させていただいて、先ほどの学校給食の件なんですけど、全体的に高知県としてまとめているんですか。それぞれの小さい市町村から、できることはさせていただくというようなこと、余った規格品外の商品、本当におナスの時期、ミョウガの時期は田んぼにたくさん捨てられている状態がうちの所もあるんです。私、一度、「そういう規格外の商品の加工の指導はどういうふうにされていますか」という質問をしたことをあるのです。「それは、農協としてはやってないけど、それぞれの地域で加工品をしている方たちの応援をしています」というお返事でしたが、やはり、その辺りから、お百姓さんの収入が少しでも増えるということも考えていただきながら、地域の地産地消ということ、考えていってほしいなと思います。

(山根会長)

ありがとうございました。「もったいないプラン」も、市町村へとなった時、やれることからソフトにやっていくというそこら辺と、もう一つは、消費者の権利の中に、学習を受ける権利というものがございまして、そこら辺が地域格差や高齢化社会のなかで、世代格差も著しいなかで、消費者行政としてその点はどうかという 2 点をちょっと、議論してほしい。課長さん。

(県民生活・男女共同参画課)

いわゆる消費者の方への教育というものも、消費者のニーズとかいった意味で、先ほどもちよっとご説明しましたけれども、消費者の方への教育という面で、今、作っております消費者基本計画の中でも重点課題の一つとして挙げております。本県での消費生活センターなりを通じて、学校の校長会なりへ、いろいろなパンフレットの資料とか、DVD とか、今度の基金を使ったかたちで来年度も学校の教育なんかの支援をさせていただくというふうなことで取り組みをしておりますけれども、正直なところ、まだまだ十分でございませ

るので、今後とも力を入れていかなければならないことだと思っております。

(山根会長)

その「もったいないプラン」の地産地消は、どういう段取りでこれからおやりになるかという。

()

失礼します。その「もったいないプラン」というものも、学校給食だけの問題ではないとは思いますが、例えば、ちょっと話が繰り返しになるかもしれませんが、食育推進事業のネットワーク会議を昨年、香北町の大宮小学校。そこは学校給食センターがありますけども、そこで会議が行われた時に、先ほどおっしゃったのと同じようなお話が出ておりました。やはり、いろんな食材がそこにあるけれども、それがそのままになっていると。それがどういうふうにして使われていくのかということ、加工の問題も出ておりました。加工することができる場所があるかどうか。それから、それをやる人がおるかどうとか、そういったものの加工食品が生まれますと、それはまた一つの商品にもなりますし、それから学校給食も、それこそ安定的な見通しの立った食材として使えるというようなことも出ておりましたので、それは学校給食だけではないですので、ほかのいろんな課とも情報も共有しながら、どういうことができていくかということも、一緒に考えていけたらいいかなというふうに思いましたので、まだまだ力は足りませんが、地道にやっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(山根会長)

どうもありがとうございました。失礼しました。どうぞ。

()

私も表示のウォッチャーをさせていただいているんですが、やはり県下で何人か、地方の方もいらっしゃるし、ただそこで表示のことにしてお話し合いをした場合、商品は地方にも同じ商品が売っているんですよ。量販店にもね。でも、ウォッチャーをしている仲間の学習といいますか、それが一致してないということ、最近、ひどく感じるんですよ。これは、やはり県としても勉強会というもの、ウォッチャーの人を集めて、ちゃんとした勉強をしていただくということが、非常に大事ではないかと。市内におればいろいろなことが分かりますよね。ところが、地方にいらっしゃる方は、なかなかそういう専門的なことは、市内にわざわざ見えて、そこで勉強することであって、ウォッチャーも何人かおられます。県下におられますけれども、決して同じレベルではないということが非常に感じられます。言われたように、年に1、2回あるんですが、最近、何年かやらせていただいて、勉強させていただいておりますけれども、非常にそこで感じております。

そこで提案してくるんですね。地方の方で全く新しい方もいらっしゃいますし、ずっとやって下さる方もいらっしゃいますけれども、何か提案に対して一定でないといいますか、それをちゃんと話し合えるというテーブルといいますか、それが非常にできてないということが、私は最近分かってきて、これではいけないと。やはり県の方にも表示のことに關してこれだけのいろいろな難しいこともありますし、私たちも決して分かってるわけじゃない。気が起きた時にこれを出して、見させていただくぐらいで、やはり、その会で共有しないと地方においでる方が、非常に戸惑われているような意見が出るんです。これは、市内でも、それからまた出向いてでも、一部で、市内で勉強させていただくような状況を作っていたかないと、一緒に市内で話し合いをしても、噛み合わないんですよ。これがひしひしと私、感じます。

(山根会長)

貴重なご指摘でございました。課長さん、ここら辺、どうでしょうか。学校教育、家庭教育もそうですが、地域教育、社会教育、全ライフサイクルを通じて、知識を武器としていく。そういうふうな消費者への体系だった学習活動を消費者行政として、戦略として打ち出してほしいということなんですが。

(流通支援課)

流通支援課でございます。先ほど、ウォッチャーさんのお話が出ましたので、私ども流通支援課の方から毎年 20 名の方に県下の消費者の方にお願ひしまして、ウォッチャーさんも委嘱しております。ウォッチャーさんである方はそれなりに、JAS 法とか、消費者行政に興味を持たれる方が非常に多いんですけども、やはり何年間か引き続きやっていただいている方とか、新任の方とか、レベル差があるかと認識をしておりますので、通常でしたら今は年に 1 回、集合研修、それから新任の方には個別に研修をさせていただいておりますけれども、今後の活動の回数を増やすとか、開催場所を地方で開催するとかいった工夫も検討したいと思っております。貴重なご意見、ありがとうございました。

(山根会長)

どうもありがとうございました。よろしく願ひます。ほかに。時間も迫ってますが意見はございませんか。今回でリタイアされます委員の方、三谷さん、佐野さん、もし何かご意見がありましたら。

(佐野委員)

一言だけ。自分の方は今回で降りるかたちになったんですが、一つ願ひがありまして、私の方は農家と一緒に食品を生産する現場で、食の安全・安心については、今後とも推し進めてまいります。一つは今、地産地消の部分で、地域であったり、県であったりとい

うお話をされて、いろいろな意見があったと思うんですが、今日は農政事務所の方も見られておりますので、国として、この地産地消の部分、私が言いたいのは、地産地消の部分、この地域のものを●、日本の国の農産物で地産地消を進めていってほしいという…自給率の向上という言葉の中で、国は話はしておりますが、現状の中で農家も高齢化のなかで減少している部分もあるんですが、農家の場合は生活がありますので、生業として経営が成り立たないような、厳しい現状がありますので、やはりその中で、消費者は安くてよいものをとという理由もあろうかと思いますが、農家は食べていく部分がありますので、そこから辺りのことを、●のなかで、地産地消の違った中で、何とか国産で生き残っていける農政をお願いしたいと思います。

(山根会長)

ありがとうございました。県知事さんは 1.5 次産業、これからは農業の時代とおっしゃってますが、6 次産業、1 次産業、2 時産業、3 次産業、地域の活性、地域づくりと結び付けていっておるんですが、国としての地産地消の取り組みを政策として、どういうふうにお考えかということ…

(高知農政事務所)

失礼します。私が全てを答えるわけにはいかんですが、まず、農水大臣が代わりまして、政策が変わりまして、今回の大臣も 6 次産業に力を入れています。いかに付加価値を付けるか、雇用の場をつくるかというようなことも考えておられます。それと、先ほども少し出たんですが、畜産の関係なんかは自給率の関係で、餌が外国から入ってくるというようなことで、非常に自給率を下げているという現状があります。それで、農地の有効活用というようなことで、畜産の餌の部分ですね。こういうものを作っていこうと。お米を作るんじゃなくて、お米を作る状態にしていって、飼料であるとか、ホールクロップサイレージのようなものを作っていこうという発想に変わっていこうというふうになっているというふうには私は思っています。その辺りと、私からは答えようがないんですが、そういうことで努力もしております。

それから、うちの農政事務所の方もいろんなことで、これから個別所得保障に関しては、勉強会が岡山でありました。今度、順次、予算の説明をしていくというような所もあると思います。23 年から本格実施となるわけなんですけど、来年度、22 年度はそのモデル事業的なことで、問題点を洗い出そうというようなこともやっっていこうというふうにはしております。いろいろと変わっていきますので、また説明会等がありますが、参加していただけたらと思います。

(山根会長)

どうもありがとうございました。まだまだご意見を伺いたいんですが、時間がまいりま

したので、一応、会議をここで止めまして、副議長さんの久保田先生の方から何かコメントがあれば、お願いします。

(久保田委員)

非常に少し難しいところですけども、私は何年も大学で食べ物のことを教えて、いつも思うことがあるんですが、そういうことを志して来ている大学生に対して教えるのに、ちょっと時間が足りない。まじめにやろうと思うと足りないんですね。ちょっと先ほど出てきましたけど、例えば、遺伝子組み換えのことも、最近話題に上らず、教える余地がないわけです。ああいう問題があっても●、20年前からそんなこともないわけですね。多分、日本人が1億人いますから、1日に3億食出てるわけで、全部ウォッチするわけにはいかないわけですよ。恐らく、だんだん今から目に見えないもの、消費者でもう判断がつかないもの、産地であるとか、目に見えない微量の添加物とか、そういうものに関しては、ちゃんと見ていく必要があると思うんですけど、同時に、目と鼻と口と舌というんですかね、食べる側がもう1回自分でチェックするというのも、教育していかないといけないのかなとは、学生を見てて思います。そういう発信も同時にしていくこともできないと、全て方向とか、制度とかにがんじがらめにしていけばしていくほど、情報がいっぱいになって、脳みそがいっぱいいっぱいで溢れてしまっている状況になっているのも現状だと思いますので、確かに、そういう発信できる場所はこういう会議しかないのかなと、いろんな会に出てて思いますので、前回来れなかった私がこういうことを申し上げるのもなんですけれども、そういう役割としても大事なのかなと、話を聞いていて思いました。単なるコメントですが、以上です。

(山根会長)

どうもありがとうございました。では、事務局の方から連絡事項は。

(事務局)

皆さん、長時間お疲れ様です。最後に、事務局の溝渕の方から2点ほど伝達事項があります。1点目は、今回、皆さん1月の末をもって、一旦、任期は満了されます。今回、満了をもって退かれる廣末委員さん、井上委員さん、濱中委員さん、本日欠席されています林委員さん、三谷ふきえ委員さん、それから佐野委員さん、本当に長い間、いろいろと貴重なご意見をありがとうございました。また、食の安全・安心に関する会議とか場面がいろいろこれからもあると思いますので、その時は、いろいろとお世話になると思いますので、よろしくをお願いします。引き続き、委員の承諾をしていただいた皆さまについては、引き続き、食の安全・安心審議会を中心に、活発なご発言等、よろしくお願ひしたいと思います。

伝達事項の2点目ですけれども、大体、年度で2回の開催なんですけれども、来年度の1

回目ということで、主に、推進計画の前年度の進捗状況ですとか、その年度の推進計画の予定についての発表をしていただくことになりますけれども、例年ですと6月の中旬から下旬に実施してますけれども、本来ですと、年度の初めの4月、5月かなというのがあるんですけれども、申し訳ないですが、主に県の財政の方もまだ出来上がってませんので、例年どおり、6月の中下旬というあたりになろうかと思っておりますので、また、よろしく願いいたしたいと思っております。

簡単ですけれども、事務局からの伝達事項を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

(山根会長)

どうもありがとうございました。本当に熱心な、貴重なご意見をいただきました委員の皆さまに感謝を申し上げます。また、今回、リタイアされる委員の皆さまも、是非また、地域でいろいろな貴重な情報を発信していただけたらなと思っております。また、ご陪席いただきました関係課の皆さまにも、厚く御礼を申し上げる次第であります。一応、責務としまして、今回の審議会の集約をさせていただきます。

大変目立った貴重な取り組みの1点は、ご挨拶でも申し上げましたけれども、先進国で科学技術が高度に発展し、情報化社会、そしてグローバル社会、こういうふうな状況のなかで、食品の安全・安心という問題が大変多岐にわたって科学技術、あるいは専門知識と技術、そして法律、そしてそれを支えるスタッフ、部局、こういったものが本当に複雑化してまいりました。そういうなかでの問題で、県庁の内部で、前回の審議会の委員の皆さまの大変重要なご提起を正面から受け止めていただいて、各部局で今回、論議をしていただいた結果をご報告いただいたと。これはまさに、先進国で今、大変強調されておりますポリシーコミュニティ、政策コミュニティ、政策ネットワーク、つまり、政策が毛細血管のように行政の中、あるいは地域を包んで紡がれないと、単一の縦割りの政策ではどうにもならないと。このことをいち早く高知県、あるいは事務局では取り組んでいただいたということに大変感激をしております。

一方、課題も今回も、いろいろと指摘をしていただきまして、一つは、輸入飼料の問題を皮切りに、グローバル社会、そして最近はグローバルということを私どもは強調してますけど、土佐と世界が一つだということでもあります。グローカリズム、グローバルとローカルを併せた合成語ですけども、このグローカリズムに沿った、消費者を守る行政というものを、これからは強く意識して展開しないといけないんじゃないかということをご指摘いただいたと思っております。それから2番目は、問題解決型の消費者行政であってほしいと。つまり、課題、指摘だけではなくて、問題を解決する、そして根底にあるソフトな仕組みづくり、そこまで足を踏み込まないと問題を解決できないんじゃないかと。課題が先送りになってしまうんじゃないかというご指摘もいただきました。もう一度、ソフトなシステムづくり、このことも、消費者行政の中で遂行していく必要があるだろうというご指摘です。

それから3番目に、これは県知事さんもおっしゃっていることですが、Plan、Do、Check、Action、PDCA スパイラルと呼んでおりますけれども、計画を立て、そして実行し、点検をし、そして次の改善に向かっていくという、それを螺旋系に、半歩でも、1歩でも高めていく。このPDCAスパイラルということが消費者行政の中で、今年よりも来年、来年よりも再来年、県民の命を守っていくんだという、この取り組みが重要なんじゃないかというご指摘をいただきました。それから3番目に、ワンストップサービス、縦割りもまだ既行で、中央政府の場合もそうですけど、一本化をこれからしていくんでしょけれども、そういう意味で、本当に県民がどこかに1本相談すれば、全ての部局の知恵が、技術が集まって、その方の疑問に答え、支える。こういうワンストップサービスのシステムづくり、これも急がれるのではないかと。資料としまして、国の資料は今日、ご説明をいただきましたけども、じゃあ、高知県ではどうなんだと。どこが責任部局で、仮に、へき地の高齢者の方が、こういうことに困っているが、どこに行ったら、すぐに高齢者を守っていく体制が取れるのか。この責任部局、コア部局を中心に、新たな部局再編もにらみながら、県知事さんに新たな部局の再編を提起していくような消費者行政、システムづくりも重要なんじゃないかというご指摘もあったかと思えます。

それからさらに、続いて、やはり広報、広聴活動をもっと強化していただきたい。リスクコミュニケーションということがよく言われますけれども、県下で起きた危険な事例なども絶えず、ホームページであるとか、いろんなかたちで県民の手に届くように、高知県版のリスクコミュニケーション、事例紹介、今日も口頭ではお話しをいただきましたけど、是非、なんらかのかたちで県民の方に届くようにしていただきたい。それから、その次の問題として、県は市町村に、市町村は住民にという下ろし方ではまずいのではないかと。やはり、県の消費者行政が●と中山間地域、そういう所に飛び込みながら、町自身はまだまだ体制が県に比べて遅れてると思えますけれども、そういう体制づくり、あるいはスタッフの支援、知識、情報の提供、データベース作り、そういったところに県の消費者行政のノウハウ、技術、優れたモデル、そういうものをどんどん提供していく必要があるのではないかと。

同時に、消費者参加型、住民参画型のネットワーク、コミュニティをベースにしたネットワークがその中で築かれる必要があるのではないかと。それからさらに、学習格差と呼びますか、地域格差に並行して知識の格差が大変顕著になっている。そういう意味で、ウォッチャー養成に大変成果を挙げておいでになると。県の消費者行政としてはさらに、平準化、高度化、知識の共有化を図っていただきたい。そして最後に、高知県の現状を総括した上で、国に対しても最小の政策、体系だった科学的な、中長期にわたる政策形成を急いでいただきたいという、そういうご指摘をいただいたように思います。長くなりましたけども、今日の貴重な審議会のまとめとさせていただきます。どうも、今日はありがとうございました。

(司会)

山根会長、どうもありがとうございました。そうしましたら、以上をもちまして、平成21年度第2回高知県食の安全・安心推進審議会を終了いたします。委員の皆さまには、ご多忙中のところ、本日は本当にご熱心な審議をいただきまして、ありがとうございました。これもちまして、終了いたします。